

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年10月25日

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名：世田谷区立小・中学校図書館司書業務委託

(2) 目的

児童・生徒の読書活動と学習活動の一助とするため、学校図書館に図書館司書等の資格を有する者を配置するなど、学校図書館の運営支援に関する業務を委託し、学校図書館の利活用を一層充実させる。

(3) 履行場所

世田谷区立全小・中学校の学校図書館（小学校61校、中学校29校）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで（令和2～4年度）

ただし、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること及び令和3年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 業務日

①小学校 月曜日から金曜日の週5日間並びに授業日の土曜日（月1回）及び授業日を除く土曜日

②中学校 月曜日から金曜日の週5日間及び授業日の土曜日（月1回）

※いずれも年末年始、祝祭日、春期休業期間及び冬季休業期間を除く。

(6) 業務日数

①小学校 平日 220日～227日 土曜日 22日～43日

②中学校 平日 220日～227日 土曜日 11日

※学校ごとの業務日数は、3月に確定する。

(7) 業務内容

①学校図書館運営業務

図書の出借・返却、蔵書点検・整備等配架整理・書架整備等環境整備等 など

②学習活動支援・学習指導支援業務

レファレンス活動、読み聞かせ・ブックトーク・本の紹介、「調べ学習」への支援、授業に使用する資料の提供等 など

③学校図書館地域連携等業務

新BOPと連携した放課後・土曜日の対応、放課後・土曜日の学習支援、各校の実態に応じたイベント、読書や図書館の利活用を促す取組等の企画・実施等 など

④学校図書館運営支援業務

事業計画の作成及び計画に基づく学校図書館運営の支援、業務責任者の配置、巡回訪問支援 など

⑤業務報告

月次報告書の作成、年間業務報告書の作成 など

(8) 業務従事者

司書、司書教諭、司書補の資格のいずれかの資格を有する者

(9) 募集区分

①「世田谷区立小学校図書館司書業務委託」

(区立小学校61校)

②「世田谷区立中学校図書館司書業務委託」

(区立中学校29校)

小学校61校、中学校29校の2件に分けて募集する。複数区分に参加表明することは可能であるが、最終的に選定するのは1事業者につき1区分とする。複数区分に参加表明する際は、第1順位として希望する区分を明記すること。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 学校図書館の運営についての考え方・手法は適切であるか。
- (3) 学習活動支援及び学習指導支援についての考え方・手法は適切であるか。
- (4) 学校図書館と地域との連携についての考え方・手法は適切であるか。
- (5) 学校図書館の運営支援についての考え方・体制・手法は適切であるか。
- (6) 学校図書館司書業務について本業務の趣旨を踏まえるとともに、独自性があり、効果の期待できる提案がされているか。
- (7) 本業務を円滑に実施するために十分な体制（従事者の配置・補充、労務管理の体制等）が確保されているか。
- (8) 従事者の資質や業務の質の向上が図れる研修内容・体制が確保されているか
- (9) 業務を円滑に実施するために、教育指導課と緊密に連絡・連携し速やかな対応が可能な体制が確保されているか。
- (10) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (11) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか

- (12) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (13) 業務実施の計画に実行性や具体性はあるか
- (14) 経営の財政状況
- (15) 受託経費見積りの妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）  
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

### (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和元年10月25日（金）から令和元年11月8日（金）まで  
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
- ②場所 上記5（1）に同じ。
- ③方法 希望者に直接無償交付する。

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 上記5（2）①に同じ。
- ②提出場所 上記5（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

### (4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和元年12月9日（月）午後5時まで
- ②提出場所 上記5（1）に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 関連情報を照会するための窓口は、上記5（1）に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (9) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加させる。
- (10) 詳細は、提案条件説明書による。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。